

区域	可猟期間	振興局	市町村
D 区域	10/24～2/29	胆振	むかわ町
		日高	日高町、平取町、新冠町
		オホーツク	北見市、津別町、訓子府町、置戸町
		十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、清水町、芽室町、中札内村、更別町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、陸別町
E 区域	10/24～1/31	オホーツク	清里町、興部町、西興部村（猟区を除く。）、雄武町、
		十勝	新得町、豊頃町、浦幌町
		釧路	浜中町（一部）
		根室	根室市、別海町
F 区域	9/15～4/15	上川	占冠村（猟区）
		オホーツク	西興部村（猟区）
G 区域	10/24～1/4、 1/17～2/1、 2/14～2/29	オホーツク	斜里町（一部）

#### 4 捕獲数制限

エゾシカの捕獲を促進するため、捕獲数制限の撤廃を継続する。ただし、メスジカの捕獲を促進するため、12月1日以降の銃猟によるオスジカの捕獲については、一人1日当たり1頭までとする。

#### 5 銃猟の自粛区域

3月は、オジロワシなど希少猛禽類の繁殖期に重なるため、多くの営巣地が存在する日本海沿岸北部からオホーツク海沿岸にかけての海岸・湖沼付近においては、銃猟の自粛区域を設定する。

# 平成 27 年度エゾシカの捕獲禁止及び制限（可猟区域）について

## 1 基本的な考え方

エゾシカの生息数の増加及び生息区域の拡大を抑えるため、狩猟による捕獲の機会を最大限に確保することを基本とする。

## 2 可猟区域

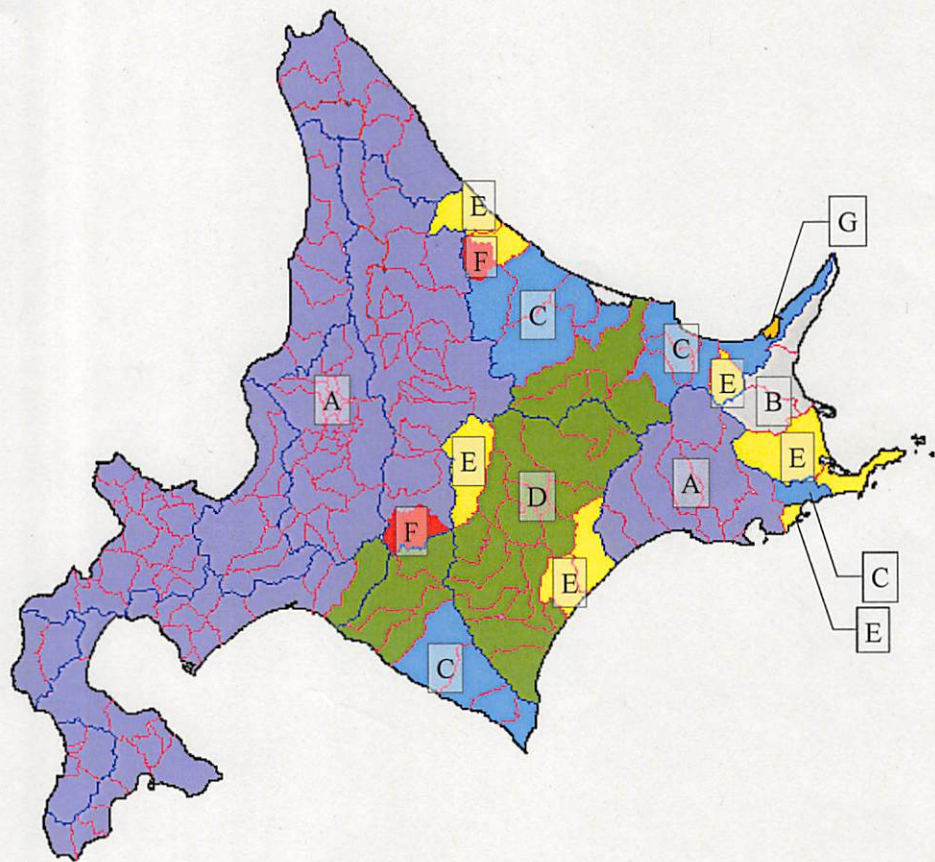
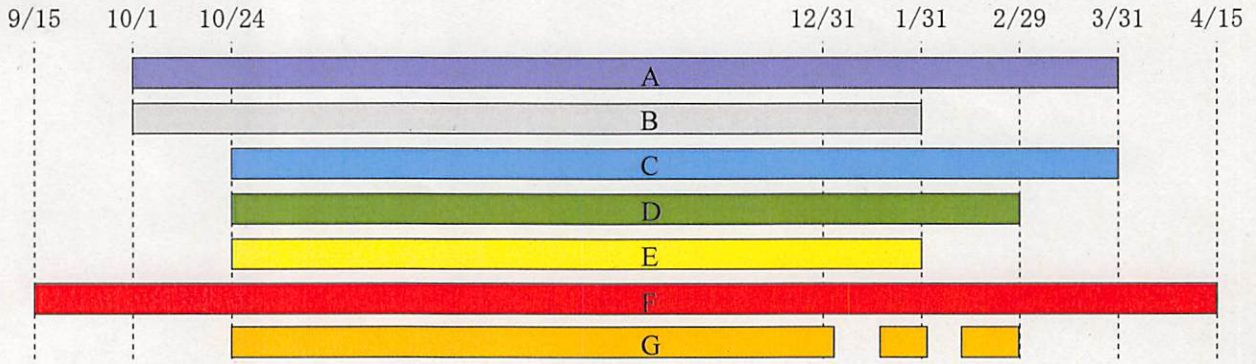
離島（奥尻町、礼文町、利尻町及び利尻富士町）を除いた道内一円のうち、次の区域を除いた区域をエゾシカ可猟区域とする。

- (1) 法により捕獲が禁止されている鳥獣保護区、その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域
- (2) 事故防止や生態系への影響回避の観点から、可猟区域から除外する区域
  - ア 知床半島基部の一部
  - イ 国有林野管理経営規定等に基づく保護林及び緑の回廊の区域（一部地域を除く。）
  - ウ 道有林の一部

## 3 可猟期間

区域	可猟期間	振興局	市町村
A 区域	10/1～3/31	空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
		石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
		後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
		胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町
		渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
		檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、今金町、せたな町
		上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村（猟区を除く。）、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
		留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
		宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町
		釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
B 区域	10/1～1/31	根室	中標津町、標津町、羅臼町
C 区域	10/24～3/31	日高	浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
		オホーツク	網走市、紋別市、美幌町、斜里町（一部を除く。）、小清水町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、大空町
		釧路	浜中町（一部を除く。）、

# 平成 27 年度エゾシカ可猟区域等設定期間



可猟区域	A 区域	B 区域	C 区域	D 区域	E 区域	F 区域	G 区域
可猟期間	10/1~3/31	10/1~1/31	10/24~3/31	10/24~2/29	10/24~1/31	9/15 ~ 4/15 (西興部村 猟区、占冠村 猟区)	10/24 ~ 1/4、 1/17~2/1、2/14 ~2/29 (中断期 間 (斜里町の一 部))
捕獲数	【一人 1 日あたりの捕獲上限】 メスジカ：制限なし オスジカ：制限なし (ただし、12 月以降の銃猟については 1 頭)						



エゾシカの銃猟について自粛をお願いする区域（自粛期間は平成 28 年 3 月）

